第2回 特許出願しない方が良い発明特許を出願する理由と

それらの解説 良いケースもあります。 困難な発明は特許出願しない方が です。また、特許権侵害の発見が 興味を持つ、実務上の最重要課題 やすく記しますが、掲載内容がす これは経営幹部であれば誰もが 「なぜ特許を出願するのか」 (回答例)を分かり 本稿では

特許を出願するのか

器の一つです。本稿が皆様のお役

持つ偽りのない感情でしょう。

て特許出願をし、特許を取得して そのために、自分の発明につい 小企業が大企業に対抗する際の武 べてではありません。特許は、中

に立つことを願っています。

●回答例①:自分の発明を独り占 に模倣されたくない めしたい。出願人以外 (他者)

を網羅するのは困難です。そこで 改良発明なども後から追加して出

の出願だけで、アイデアのすべて な効果を得るのです。しかし1回 発明の独り占め・模倣防止の法的 という気持ちは、ほとんどの人が 者にお金儲けされるのが悔しい 行いたい、また、自分の発明で他 実施できる安定的な環境で事業を がるは当然であり、「その発明を にその発明を模倣されることを嫌 場合は、出願人以外(以下、他者) 分が発明した商品などで起業する 書いている代表的な回答です。 この回答は、特許法の教科書に 寺岡特許事務所 寺岡 秀幸 所長 弁理士 URL http://teraoka.Webcrow.jp/ E-mail 自 teraoka@seagreen.ocn.ne.jp

を持たせることは可能なのです。

●回答例②:事実上、他者による 発明の模倣を困難にする

「自由技術」となり誰でも模倣で 特許されなかった発明は、既に別 年版)。拒絶されるなどによって 考:特許行政年次報告書2014 歩性が否定されれば審査で拒絶さ 程度は特許されていません れます。現に、特許出願の約半数 れるとは限りません。新規性・進 が特許を取得していない限り 特許を出願すれば、必ず特許さ (参

明の独り占め・模倣防止として効 特許網を強固にしていくのが、 す。そのような関連出願を重ねて 願をするのが望ましいといえま 発

明の模倣を困難にする」「④他者 得できなくても、特許出願に価値 待することができます。特許を取 の回答例「②事実上他者による発 許取得を期待します。しかし、 果的です。 に特許を取得されたくない」を期 の期待通りにいかなくても、 多くの人は特許出願によって特

以下

そ

きてしまいます。

倣することに勇気がいります。そ 中の発明(自由技術でない)を模 れないとの確証を得る間は、 実上困難な期間になります。 までは、出願中の発明の模倣が事 のため、審査結果が明らかになる れば他社)は、将来それが特許さ ここで他者(組織として考察す 出願

高いといえます。 べきではない」と判断する確率が に走り、「出願中の発明を実施す たときのことを考えると後々自分 か?万が一、その出願が特許され べきだ」と判断できるでしょう 絶されるから、その発明を実施す がある場合に、その企業の経営者 への責任追及がされないよう保身 や従業員が「その出願はきっと拒 ついて検討している企業 例えば、出願中の発明の実施に 他社

願中の発明の模倣の困難さを後押 しすることがあるのです。 現実的に、このような判断が出

的に抑止でき、 持させることで他者の模倣を牽制 特許取得の可能性を長い期間 仮に特許を取得で

産業財産権制度の知識と活用法

るのと同等の目的を達成できるこ きなくても、事実上特許を取得す とがあります。

他者を牽制できる期間

どのくらいの期間、他者を牽

制

い期間 とみなされます。 分割出願の場合は30日以内等の短 できるのか簡単に説明します。 その出願は取り下げたもの に出願審査請求をしなけ 出願から3年以内 (次の

を牽制できます。 てからは1年6ヶ月 開公報で他者が出願の存在を知っ す。すると、出願から3年間 るなら、そのまま出願を放置しま 約し発明の権利化と牽制を断念す 出願審査請求に必要なお金を節 間 は、 他者 · 公

▶ 時間

を長くできます(図1) その分だけ他者を牽制できる期 早くても1年はかかるのが通常で するまでには、 審査が開始されます。 ここでの拒絶は、特許庁の拒絶 出願審査請求をすれば 出願審査請求から 拒絶が確定

他者を牽制できる期間

1.5 年

公開公報発行

知ることができる

3年

出願審査請求 (審査開始)

出願審査請求期限

未請求で出願取下げ)

処分への不服申立て手段が尽き

図1

特許出願

確認は、 たときに確定します。 弁理士などの専門家への 拒絶確定の

相談が確実です。

分割出願の詳細

5, す。 長できます 化の可能性ある期間を望むだけ延 を濫用的に活用することで、 また特許出願は、 われる別 分割出願は、元の出願の範囲 すなわち、 出願時が元の出願時と同じと (要費用 0 出願をする手続で 元の出願の延命用 分割出願手続 権利

> す。 なっても、 願 0 拒絶が確定し権利化ができなく B [願Bをしておくことで、 図2に示すように、 0) 権 利化の可能性は残りま その確定前に別の分割 元の出願 分割出 Α

このように分割出願を繰り返せ 最長20年まで維持できます。 る前に別の る出願の さらに、 理論的には権利化の可能性が 出 価値を元の出 分割出願Cをします。 願 Bの拒絶が確定す 願 から

ば、

あ

のスペアを作成できるのです。

次に、

特許出願の牽制力につ

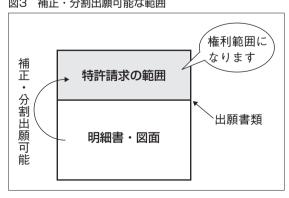
特許出願の牽制力

が予測困難になります に権利化される可能性のある技 を数多く記載しておけば、 面に改良発明や関連発明などの ができます。よって、 の記載の範囲から補正が可能であ までの間、 範囲」の記載は、審査が終了する て簡単に説明します。 権利範囲を決する「特許請求 また、 その範囲から分割出 出願時の明細書 明細書・ (図3)。 将来的 図 例 図 願 面

他人が出願事実と発明内容を

分割出願の例 図2 分割出願D 分割出願B 時間 元の出願 分割出願C 分割出願 Α

補正・分割出願可能な範囲 図3



KinChu 2015.4

を制力を強く感じるはずです。 単であれば、その対策が取り難くが可能となり、その出願に対して 不安や脅威を感じなくなることが あります。しかし、その予測が困 が可能となり、その出願に対して が可能となり、その出願に対して が可能となり、その出願に対して が可能となり、その出願に対して

極端な例ですが、欧米企業による数千ページに渡る特許文献を稀に見かけます。このような出願については、出願書類の中のどの技つが将来権利化されるのか、予想がほとんど不可能であり強い牽制力を感じます。

特許された際、明細書に記載して 特許された際、明細書に記載して に、権利化の可能性を残すため分 に、権利化の可能性を残すため分 制出願をするという策もあります。 権利内容がほぼ固定されるので、 権利内容がほぼ固定されるので、 を許権者以外は特許逃れの対策が できます。しかし、この分割出願 できます。しかし、この分割出願 でただし、当然のことですが、同 ただし、当然のことですが、同

くら特許出願しても他者を牽制できる発明さません。他者を牽制できる発明には、特許されるかどうかの判断には、特許されるかどうかの判断が微妙な程度の進歩性が必要でが微妙な程度の進歩性が必要でが微妙な程度の進歩性が必要でが微妙な程度の進歩性が必要で

原で牽制される相手に転じます。 原で牽制される相手に転じます。 また、他者の実施する技術が、実施 する技術を自由技術から外れる範 する技術を自由技術から外れる範 する技術を自由技術から外れる範 する技術を自由技術から外れる範

●回答例③:他者との交渉の際に

めに特許出願するケースです。他者に実施させ見返りを求めるたまず、特許を取得した発明を、

込み交渉をするなどです。さらに、ス契約をする、または特許の売り料収入を目的に、企業とライセン料収入を目的に、企業とライセンス

自分と相手側がそれぞれ有する特合のスライセンスの交渉をする場合のスライセンスの交渉をする場合のあります。

次に、自社製品の営業活動の武次に、自社製品の営業活動の武力を取得することで、自社製品が許を取得することで、自社製品が許を取得することで、自社製品がいることをアピールするとです。

明を無断で実施するなど、発明を

盗用することもあり得ます。この

の取引先が売り込まれた製品の発

また、企業が取引先に製品を売り込む際には、その取引先が売りり込む際には、その取引先が売ります(参き、社団法人日本国際知的財産保養・社団法人日本国際知的財産保養の適切な保護の在り方に関する者の適切な保護の在り方に関する調査研究報告書』P182)。

仮にその取引先が、その特許を取得しても、それを移転請求する取得しても、それを移転請求するの取引先との力関係や法的手続の原雑さ等を考えますと、このようなトラブルは避けたいものです。

願が原則拒絶されます。また、そ出願すれば、最先の出願以外の後出願すれば、最先の出願以外の後出願すれば、最先の出願以外の後は、実務上、事前に防御として特

材料とするために、有望な特許を銀行からの融資を受ける際の交渉銀行からの融資を受ける際の交渉銀行からの融資を受ける際の交渉のでいる場合は、

▼回答例④:他者に特許を

出願することもあります。

発明した本人は特許を取得する 意思が希薄で、かつ、その発明を 意思が希薄で、かつ、その発明を 実施するかどうか現段階で不明。 とはいえ、将来実施しようとする 際に他者の特許があると邪魔にな るので、他者の特許の取得を阻止

けて特許出願をすることがありまこのような動機で、他者に先駆

のが得策です。 ば、重ねて出願する必要性は小さ 容を特許出願しているのであれ す。ただし、既に他者が同様の内 いので、予め調査により確認する

根拠に拒絶されます。 類似の発明は、 よりも後に出願した他者の同一・ 自分の公開公報の発行で、自分 先の自分の出願を

検索のプロ(サーチャー)も多数 年運用されており、検索しやすい ます。この特許データベースは、 業者などの目にとめる機会を増や いるため、特許文献を審査官や同 ように構成されています。当然 インターネットがない時代から長 て、データベースに収録されてい やすいように技術分類が付与され ちなみに、公開公報は検索され

くなります。 庁の審査資料になります。そのた の概要を記載する要約書の部分 に特許を取得される可能性が小さ め、その発明について外国で他者 さらに、特許文献のうち、発明 英語に翻訳され、外国の特許

> す。現に審査官は、主に過去の特 よりも、後からの他者の出願を拒 あります。ただし、特許文献は公 の特許出願を拒絶する効果は共に ページに掲載された発明も、 れた発明も、同様に企業のホーム します。 許文献を引用して拒絶理由を通知 絶する根拠とされやすいといえま 出願以外の方法で発明を公表する 表時期の認定がされやすく、特許 このように、特許文献に掲載さ

●回答例⑤:名誉やPRなど

というより、特許権者・発明者に たいと考える人もいます。 なることで自分の有能さを誇示し 他者に発明を実施させないため

するところがあります。 に、企業においても自社特許を宣 のステータスになり得ます。さら の発明者になっているかが、一つ 伝して社会に自社技術をアピール なるのと同様に、どのような特許 例えば、研究者は論文の著者に

が自己の発明について特許を取得 また、今後は就活において学生

> とも増えるかもしれません。 しておき、それを履歴書に記載し て優位に就活を進めるといったこ

その方が良い発明とは? 特許出願しない

あります。 発明については、「特許出願しな 特許権侵害の発見が極めて困難な 許された発明を実施したとしても い」と判断する方が良いケースが 特許権者以外の他者が、その特

とします。つまり、その発明が工 難になります。 認できないのであれば、他者によ でしか、実施されたかどうかを確 場の製造現場という、通常、一般 を実施したかどうかがわからない 解析しても、その特許された発明 る特許権の侵害の特定がとても困 人が入り込むことのできない場所 市場に出回っている商品をいくら 例えば、モノの製造法の発明で、

で、化学組成が特定できない物質 (コーラなどの清涼飲料水)の発 他にも、分析技術がまだ未発達

伴います。 めが認められる保証はなく困難を らないことがあり、また、その求 の立ち入りなどを、煩雑な侵害訴 完全に明らかにするには、工場へ せん。他者の実施する技術内容を 訟手続に基づいて求めなければな きることを100%保証していま しかし、その広範囲な発明のすべ 範囲な発明に特許を付与します。 てについて、他者の侵害を発見で 特許法は、物の製造法を含む広

合があります。 護し、特許出願しない方が良い場 きない発明は、ノウハウとして保 者が模倣してもその模倣を発見で れてしまいます。このように、他 と、自動的に発明の内容が公表さ その一方で特許出願してしまう

願する方が得策です。 例④」の目的で先に自分が特許出 保護が困難な発明は、 員の転職などでノウハウとしての 達するかもしれない発明や、従業 であっても、検討すれば誰もが到 ただし、侵害発見が困難な発明 前記「回答